

千葉県職員（一般任期付・歯科医師）採用選考案内

令和6年12月
千葉県

1 募集内容

採用分野	募集人員	県での職位	任期	主な職務内容
歯科口腔保健	1名	副主幹級以下	3年※	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例及び千葉県歯・口腔保健計画を推進する施策の企画立案を行います。 また、千葉県口腔保健支援センターの運営、市町村における歯科口腔保健事業の支援などの業務に従事します。

※ 採用された日から5年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

2 採用予定日

採用は令和7年4月1日の予定です。

※採用者の状況等により、採用時期は令和7年4月2日以降となることがあります。

3 応募資格

次のすべての要件を満たす者が応募できます（年齢制限はありません）。

- 日本の国籍を有すること
- 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当しないこと
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていないこと（心身衰弱を原因とするものは除く）
- 資格・職務経験（次のいずれにも該当すること）
 - 歯科医師の免許を有すること。
※平成18年4月1日以降に歯科医師の免許を取得した場合は、歯科医師法に定める臨床研修を修了していること。
 - 歯科医師として、臨床経験を10年以上有すること（令和6年12月末現在）。
- 申込開始日時点において、千葉県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員、並びに現在暫定再任用職員として勤務し、令和6年度末年齢が65歳である者は除く。）でないこと

注）職務経験について


職務経験は常勤で6か月間以上継続して就業した期間が該当し、アルバイトやパートタイマー等の非常勤で就業した期間は含みません。

また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限りません。

最終合格後、職務経験期間確認のため、職歴証明書（自営業者の場合は自営を証明できる書類）等を提出していただきますが、職務経歴等が確認できない場合は採用されないことがあります。

4 応募手続

(1) 申込方法

- ① インターネットで「ちば電子申請サービス」にアクセスする。
(https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay) 
- ② 「ちば電子申請サービス」のヘルプから「FAQ」を確認し、使用するパソコン等で申込みが可能かどうか確認する。
- ③ 「手続き申込」の検索メニューより「分類別で探す」に進み、「職員採用」の手続き一覧から、「千葉県一般任期付職員（歯科医師）採用選考考査受験申込」を選択する。
- ④ 申込みフォームに必要事項を入力の上、送信する。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和6年12月20日（金）までに健康福祉部健康福祉政策課人事班まで御連絡ください。

※論文課題、写真、資格免許の写し等のデータの提出が必要となりますので、あらかじめ下記の受験案内ページにて、申込みに必要なデータを確認の上、申し込んでください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/shokuinsaiyou/sonohokakyuujin/shikaishi06.html> 

(2) 受付期間

令和6年12月10日（火）午前9時から令和7年1月6日（月）午後5時まで ※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申し込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

5 選考方法、選考日時及び場所

選考区分	選考方法	選考日時・場所
第1次選考	書類審査	令和7年1月上旬
第2次選考	面接試験	令和7年1月下旬 千葉県庁

※第2次選考は第1次選考の合格者が対象となります。選考の日時、場所については別途御連絡します。

(試験当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。)

6 合格発表

- (1) 第1次選考の結果については、概ね令和7年1月中旬頃に千葉県のホームページでお知らせするとともに、書面にて通知します。なお、第1次選考の合格者には、併せて第2次選考の考査の日時及び場所を通知します。
- (2) 第2次選考の結果については、概ね令和7年2月上旬頃に千葉県のホームページでお知らせするとともに、書面にて通知します。なお、第2次選考の合格者には、採用内定者として必要な手続きを通知します。

7 職位

本県での副主幹級の職位は、特命事項を担当する非管理職の役付職員です。

なお、職位については、採用される方の経歴等を勘案し決定します。

※職制の基本ライン 技師—副主査—主査—班長・副主幹—副課長・主幹—課長—次長—部長

8 給与

(1) 初任給

個々に採用される職、その学歴及び職歴に応じて決定されます。

(2) その他手当等

通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間 1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度・フレックスタイム制あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）

(2) 有給休暇 年次休暇：年間20日（1時間を単位としての取得も可能）

特別休暇：結婚、忌引、夏季休暇等

(3) その他 受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

10 個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

11 問合せ・書類提出先

応募手続その他この選考についての問合せ及び書類の提出は、下記をお願いします。

※災害等で、試験が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページでお知らせするほか受験者に対し、個別に連絡を行います。

健康福祉部 健康福祉政策課 人事班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

【直通電話】043-223-2605

※総合的な問合せ先
総務部 人事課 人事管理班
【直通電話】043-223-2029